

- 1 評価基準設定にあたっての考え方（出典：「令和元年度全国がん検診従事者研修」「精度管理ツール（雛形集）令和元年度版」（国立がん研究センターがん対策情報センター））
 - ・チェックリスト項目は最低限のがん検診体制であるため、A評価＝満点（100%）とし、その他の評価基準は中央値や四分位数などに基づいて設定する。
 - ・各区市町村の評価を経年比較できるよう、当分の間は評価基準を変更しない。
 - ・「A」を目標レベル達成、「B」を許容レベル達成、「C」以下を改善指導の対象として、「C」以下の区市町村に改善を促す。
 - ・生活習慣病検診等管理指導協議会（がん部会）が必ず各区市町村の結果の分布を確認し、独自に改善指導の対象とすべき評価基準を設定する。
- 2 都における評価基準の設定方法（東京都生活習慣病検診管理指導協議会がん部会にて決定）
 - ・「A/B/C/D/E/Z」の6段階評価（ただし、「A評価＝満点(100%)」、「Z評価＝未回答」とする。）とし、中央値の項目数を基準として実施項目数をBからEまでの各評価基準に均等に振り分ける。→中央値をCの下限值に設定
 - ・集団検診及び個別検診の中央値を比較し、高値である方の値を基準とする。

3 評価基準

評価	内容	胃部 エックス線	胃内視鏡	大腸	肺	乳	子宮頸
A	チェックリストを全て満たしている	52	52	52	51	52	55
B	チェックリストを一部満たしていない	45－51	44－51	45－51	43－50	45－51	46－54
C	チェックリストを相当程度満たしていない	37－44	35－43	37－44	35－42	38－44	37－45
D	チェックリストを大きく逸脱している	29－36	26－34	29－36	27－34	31－37	28－36
E	チェックリストを極めて大きく逸脱している	28以下	25以下	28以下	26以下	30以下	27以下
Z	調査に対して回答が無い	－	－	－	－	－	－

4 参考

- ・「事業評価のためのチェックリスト」（市区町村用）の実施状況に係る評価基準の設定について（東京都生活習慣病検診管理指導協議会（令和元年度第1回がん部会）資料）
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/kyougikai/pdf/01_1_siryu4.pdf
- ・胃内視鏡検診の「事業評価のためのチェックリスト(市区町村用)」の実施状況に係る評価基準の改定について（東京都生活習慣病検診管理指導協議会（令和3年度第3回がん部会）資料）
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/kyougikai/r3pdf/03_3_siryu3-2.pdf
- ・乳がん検診「事業評価のためのチェックリスト」(市区町村用)の実施状況に係る評価基準の改定について（東京都生活習慣病検診管理指導協議会（令和5年度第2回がん部会）資料）
https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kensui/gan/torikumi-kankei/kyougikai/r5pdf/05_2_siryu3-2.pdf